

さいたま市青色防犯パトロール車車載用放送設備入替業務仕様書

1 件名

さいたま市青色防犯パトロール車車載用放送設備入替業務

2 履行場所

さいたま市西区西大宮 3-4-2 外
(市内 10 区役所)

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日 (金) まで
ただし、業務日程を遵守すること。

4 業務対象車両

(1) 取り外し・撤去

ア	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 4 9 9 3	(西区役所)
イ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 4 9 9 4	(北区役所)
ウ	スズキ	ワゴン R	大宮 5 8 1	に 4 3 5 5	(北区役所)
エ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 5 0 0 3	(大宮区役所)
オ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 4 9 9 5	(見沼区役所)
カ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 4 9 9 6	(中央区役所)
キ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 4 9 9 7	(桜区役所)
ク	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 4 9 9 8	(浦和区役所)
ケ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 4 9 9 9	(南区役所)
コ	スズキ	ワゴン R	大宮 5 8 1	な 7 9 8 6	(南区役所)
サ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 5 0 0 1	(緑区役所)
シ	三菱	アイミーブ	大宮 5 0 3	ね 5 0 0 2	(岩槻区役所)

(2) 設置

ア	三菱	ミニキャブ E V	(西区役所)
イ	三菱	ミニキャブ E V	(北区役所)
ウ	三菱	ミニキャブ E V	(大宮区役所)
エ	三菱	ミニキャブ E V	(見沼区役所)
オ	三菱	e K クロス E V	(中央区役所)
カ	三菱	e K クロス E V	(桜区役所)
キ	三菱	e K クロス E V	(浦和区役所)
ク	三菱	ミニキャブ E V	(南区役所)
ケ	三菱	e K クロス E V	(緑区役所)
コ	三菱	e K クロス E V	(岩槻区役所)

※ 北区役所及び南区役所の「スズキ ワゴン R」は取り外し・撤去のみ

5 業務内容

(1) 車載用アンプ、外部スピーカー及びブルーキャリアの取り外し並びに配線撤去作業

- ア 4 業務対象車両のうち、(1)を対象とする。
- イ 車両本体の加工は行わないものとする。
- ウ 取り外しに必要な資材、道具類は受託者が用意するものとする。
- エ 取り外しに当たり、不要となった設置機材等は受託者が廃棄するものとする。

(2) 車載用アンプ移設、外部スピーカー及びブルーキャリアの新設並びに配線設置作業

- ア 4 業務対象車両のうち、(2)を対象とする。
- イ 車両本体の加工は行わないものとする。
- ウ 車載用アンプは、ダッシュボード下に固定する。

- エ 設置機材及び設置に必要な資材、道具類は受託者が用意するものとする。
- オ 設置等にあたり、不要となった設置機材等は受託者が廃棄するものとする。

6 設置機材

(1) 車載用アンプ（移設）

4 業務対象車両のうち、(1)に設置のもの（TOA、CA-207SD）を移設する。

(2) ルーフキャリア（新設）

ア 青色防犯パトロール車1台につき、バーを2本設置するものとする。

イ 最大積載量は30kg以上とする。

ウ 受託者は事前に、設置するルーフキャリアの仕様が分かる資料等を提出する。

(3) 外部スピーカー（新設）

ア 青色防犯パトロール車1台につき外部スピーカーを2台設置するものとする。

イ 外部スピーカーは、ルーフキャリアに設置するものとし、前方に1台、後方に1台とする。

ウ 定格入力を10Wとする。

エ 12Vバッテリー車にて使用できることとする。

オ 受託者は事前に、設置する外部スピーカーの仕様が分かる資料等を提出する。

7 業務日程・場所詳細

- (1) 取り外しの日程については、令和9年1月6日（水）から1月15日（金）までに、各区役所指定場所において行うものとする。
- (2) 設置の日程については、令和9年1月22日（金）から2月12日（金）までのうち、原則として連続する5開庁日の期間で、市内指定場所において行うものとする。
- (3) 日程の詳細については、委託者と受託者の協議によって決定するものとする。
また、リース車両の入れ替えに伴う業務であるため、業務対象車両の入れ替え時期に変更がある場合、委託者と受託者で協議を行うものとする。

8 その他一般事項

- (1) 受託者は、契約締結後本委託の完了時に完了報告書を提出する。
- (2) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
- (3) 受託者は、業務上緊急に必要と認められるとき（災害、火災、停電、断水）は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告する。
- (4) 受託者は、業務に必要な工具、消耗品類等を負担する。
- (5) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (7) 受託者は、業務履行確認検査の立会い及びその準備を行うこと。
- (8) 受託者は、上記の他、委託者の依頼に基づく業務については協議による。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (10) 受託者は、本委託に関係のある法令、条例等を遵守する。
また、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等がある場合は、遅滞なく行うこと。届出手続等の費用は、受注者負担を原則とする。
- (11) 業務の実施にあたっては、支障のないよう研修等事前準備に万全を期す。
- (12) その他項目に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。